

# 国主導の合併推進中止

## 市移行要件の緩和廃止 交付税算定優遇は継続

### 特例法改正案概要

山新

平成の大合併により、市町村区切りとするよう答申している「3万人特例」は、人口が少なくても市に移行できること、町村合併を促す。このほか、合併後一定期間は議員定数を減らさない特例の急激な住民負担増を避けるための地方税の特例③旧市設置勧告や合併協議会による「合併特例区」など合併の障害を取り除いたり、住民の意思を行政運営に反映させる措置も残す。

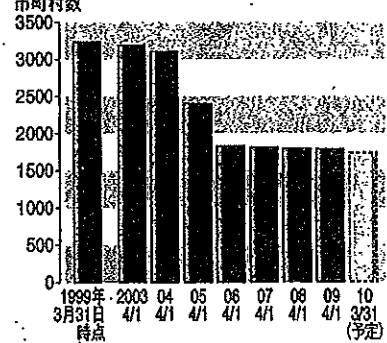
平成の大合併により、市町村区切りとするよう答申している「3万人特例」は、人口が少なくても市に移行できること、町村合併を促す。このほか、合併後一定期間は議員定数を減らさない特例の急激な住民負担増を避けるための地方税の特例③旧市設置勧告や合併協議会による「合併特例区」など合併の障害を取り除いたり、住民の意思を行政運営に反映させる措置も残す。

### 特例法改正案のポイント

- 目的規定を「合併の推進」に改め、40年間の延長
- 市に5万人以上の人口を有する合併特例法に基づく合併の推進に努めること
- 国が合併特例法に基づく合併の推進に努めること
- 国が合併特例法に基づく合併の推進に努めること

市町村合併特例法 市町村合併を推進するため1965年に10年間の時限立法として旧合併特例法が制定され、改正を重ねながら期限が延長された。99年の改正では、地方交付税で償還額の7割を手当てする合併特例法の発行を認めるなど、手厚い財政支援策が盛り込まれ「平成の大合併」を強力に推進。旧法の期限切れに伴い、2005年に施行された現行の合併特例法では、財政優遇措置を縮小したが、知事の権限を強化し合併協議会設置を勧告できるようにするなど、国、都道府県の積極的な関与を規定した。

市町村数の推移



市町村合併を促す。このほか、合併後一定期間は議員定数を減らさない特例の急激な住民負担増を避けるための地方税の特例③旧市設置勧告や合併協議会による「合併特例区」など合併の障害を取り除いたり、住民の意思を行政運営に反映させる措置も残す。

関与は終わる。一方、継続する交付税の算定優遇は、合併後5年間は旧市町村が存続したのみならず、交付税を乗せ配分し、その後5年間は段階的に縮小する仕組み。このほか、合併後一定期間は議員定数を減らさない特例の急激な住民負担増を避けるための地方税の特例③旧市設置勧告や合併協議会による「合併特例区」など合併の障害を取り除いたり、住民の意思を行政運営に反映させる措置も残す。

# 平成の大合併

北海道

# 「3万人で市」特例廃止

## 法改正案 国主導 打ち切り

「平成の大合併」を進めた市町村合併特例法が、今年3月末に期限切れとなるのに伴う同法改正案の概要が9日、判明した。合併して市に移行する人口要件を本来の5万人から3万人に緩和する特例や、合併推進に向けた国の基本指針策定を廃止するなど国主導による合併推進は打ち切る。

一方、合併後に地方交提案を月上旬に閣議決定付税が急激に減らないよう国会に提出、4月1日算定で優遇する制度などからの施行を目指す。平成の大合併により、支援に軸足を移し、10年市町村数は1999年3月間延長する。政府は改正月未の3232から2

### 市町村合併特例法 策が盛り込まれ「平成の大合併」を強力に推進

市町村合併を推進するため1999年に10年間の期限立法として旧合併特例法が制定され、改正を重ねながら期限が延長された。99年の改正では、地方交付税で償還額の7割を手当てする合併特例債の発行を認め、都道府県の積極的な関与

010年3月末には1730にはほぼ半減する見通し。首相の諮問機関である地方制度調査会は09年6月一定の成果があった」として、3月末で合併推進は一区切りとするよう答申していた。改正案は答申に沿い、法律の目的を現行の「合併の推進」から「合併の田舎化」に改正。廃止する「3万人特例」は、人口が少なくても市に移行できることで町村合併を促す。このほか①合併後

一定期間は議員定数を減らさない特例の急激な住民負担増を避けるための地方税の特例②旧市町村単位で区長が置ける「合併特例区」など合併の障害を取り除き、住民の意思を行政運営に反映させる措置も残す。

### 特例法改正案のポイント

- 目的規定を「合併の推進」から「合併円滑化」に改正し、10年間の期限延長
- 市に移行する人口要件を5万人から3万人に緩和する
- 合併推進に国主導の指針策定や国主導の合併特例債の発行を認める
- 合併特例債の発行を認め、都道府県の積極的な関与